

障害のある幼児児童生徒の自立を支援する教育のさらなる推進

◆第22回審議会（H19.11.13開催）における意見・提案等

I 知的障害養護学校のあり方

【在籍児童生徒数増加への対応】

- 養護学級・養護学校ともに児童生徒数が増えている。重度の障害のある児童生徒のことを考えると、養護学校の施設設備については、予算措置も含め、しっかりと今後の方向性を示すべき。
- 平成4年答申で、知的障害養護学校の適正規模が「150～200人程度」とされているが、今は副校長の配置といったソフト面での努力もするなど、当時と状況も変わっており、200人を超えたら直ちにだめだとは思わない。
- 児童生徒の年齢や障害の状況も様々であり、施設整備について十分検討するとともに、工夫して教育の質を維持し、安心して学べる環境づくりが大切。適正規模で「150～200人程度」とされたことを意識しながらいろいろな努力をする必要がある。
- 児童生徒数の問題に対しては、養護学校だけでなく、養護学級に対する市町村の取組みなども含め、トータルな視点で考える必要がある。

【就労を通じた社会的自立】

- たまがわ高等支援学校の社会的自立に向けた取組みは素晴らしい。このような学校が府内の他の地域にもあれば、通学の利便性も向上し、周辺養護学校の児童生徒数の緩和にもつながるのでは。
- たまがわ高等支援学校は入学者選抜状況からみてニーズも高いことから、卒業生の進路状況を見ながら同様の学校を増やしていくことを検討してもよいのではないか。
- 社会のニーズ・大阪産業のニーズをふまえ、就労に重点を置いたカリキュラムが必要。
- 大阪の就職率が低いのは、都市部特有の産業構造にもよるのではないか。今は第三次産業、サービス産業が中心なので、それに見合った教育が必要。
- 個に応じたカリキュラムだけでなく、社会生活全般にわたる技能を高める工夫も大切。
- 複数企業が共同で事業所を設置して障害者を受け入れたり、企業に養護学校教員経験者を採用したりするよう、府が働きかけてはどうか。
- 就労後のフォローアップが大切。悩んだときに教員に相談できるシステムづくりが必要。
- 社会的自立については、就労だけでなく、より広い観点から検討していくことが望まれる。

II 知的障害のある生徒の高等学校における学習機会の充実

- 平成17年答申で自立支援推進校や共生推進モデル校を地域バランスを考慮して整備することになっているが、数が不足している。枠を広げるなど、トータルな議論が必要。
- 自立支援推進校・共生推進モデル校は、進路選択肢の拡大につながる。自立支援推進校は入学者選抜の倍率も高く、ニーズに応じた受入れ枠の拡大が必要。
- 自立支援推進校は地域バランスを考えて配置されているが、今後、卒業生が出る段階で、しっかり検証する必要がある。共生推進モデル校は1校であり、国の制度も活用できるため、高等支援学校との連携を図りながら増やしていくべき。
- 高等学校における学習機会を充実させる上では、周りの者がどう関わりを持つかということもポイント。

III 義務教育における「ともに学び、ともに育つ」教育の推進

- 学校組織として継続した取組みが重要。障害のある児童生徒がいることで周りの児童生徒が良い刺激を受ける。児童生徒が育ちあう姿が保護者に伝わると保護者への理解も進む。校長のリーダーシップや教育委員会の支援も大切。
- 養護学級の設置率が98.2%と「ともに学び、ともに育つ」教育が実現してきた。これからは「ともに学び、ともに育つ」教育を進めていくためにやるべきことをスローガンとして打ち出すことが大切。
- 障害のある子どもと障害のない子どもが地域の中で「ともに学び、ともに育つ」、常に一緒にいるという関係が大切。当事者やその周辺の人々の声を聞くことも大切。

◆盲・聾・養護学校 幼児児童生徒一人当たり経費

(単位：円)

	H13	H14	H15	H16	H17
全 国	9,291,777	9,107,237	9,129,165	8,785,322	8,699,041
大 阪	9,465,633	8,680,706	9,911,740	8,188,116	8,467,596
東 京	8,605,693	8,701,920	8,850,778	8,786,797	8,523,491
神奈川	9,537,367	10,053,805	9,662,564	9,380,504	9,441,305
愛 知	6,502,343	6,542,482	6,480,337	6,206,410	7,249,537
福 岡	9,287,466	8,901,455	8,590,445	8,678,075	7,953,584

各年度5月1日現在、公立の数値、H17は中間報告値 【出典：文部科学省「地方教育費調査」】

◆養護学校高等部卒業生の就職状況

(単位：%)

	H13	H14	H15	H16	H17
全 国	20.3	19.3	20.1	20.1	22.4
大 阪	9.1	10.7	11.2	9.4	11.2
東 京	30.0	26.3	26.4	25.2	28.7
神奈川	13.8	14.9	14.5	14.3	16.6
愛 知	33.7	36.1	34.0	34.4	37.0
福 岡	20.2	14.7	16.1	20.2	21.2

各年度3月現在、国立・公立・私立の合計値 【出典：文部科学省「学校基本調査」】

◆府立盲・聾・養護学校 幼児児童生徒の通学状況 (H19.5.1現在)

○通学バス

- ・配置校数 府立盲・聾・養護学校 25校1分校中 18校
 (配置していない学校…聾学校3校〈自主通学〉、養護学校4校1分校〈たまたがわ：自主通学、堺大手前分校・中津：施設併設、刀根山・羽曳野：病院併設〉)
- ・利用者 3,359人 (18校在籍者数のうち訪問教育を除く4,049人の83.0%)
- ・台数 計141台 (対前年度+5台)

○乗車時間・通学時間

	通学バスを利用する者[18校対象]		通学バスを利用しない者の通学時間[全校対象]
	乗車時間	通学時間 (通学バス乗車時間を含む 自宅～学校までの時間)	
60分以内	3,008人 (89.6%)	2,434人 (72.5%)	1,058人 (81.4%)
61～70分	240人 (7.1%)	483人 (14.4%)	83人 (6.4%)
71分以上	111人 (3.3%)	442人 (13.1%)	159人 (12.2%)
合 計	3,359人	3,359人	1,300人
平 均	38分	49分	37分

上記のほか、通学によらず訪問教育を受ける児童生徒が98名在籍

◆府立知的障害養護学校 通学区域 (H19.5.1 現在)

※知肢併置校

学校名	部	通学区域割
豊中養護学校	小中	豊中市、池田市、箕面市、能勢町、豊能町
	高	豊中市、池田市、(箕面市・能勢町・豊能町)の豊中養護学校中学部からの進学者
箕面養護学校※	高	(箕面市・能勢町・豊能町)の中学校から進学する生活課程対象者
高槻養護学校	小中	高槻市、茨木市、摂津市(東部—中央環状線より東)、島本町
	高	高槻市、島本町、摂津市(東部—中央環状線より東)、茨木市の高槻養護学校中学部からの進学者
吹田養護学校	小中	吹田市、摂津市(西部—中央環状線より西)
	高	
茨木養護学校※	高	茨木市の中学校から進学する生活課程対象者
交野養護学校※	高	枚方市、交野市
寝屋川養護学校	小中	枚方市、寝屋川市、大東市、四條畷市、交野市 *枚方市・交野市在住で、養護学校高等部への進学希望者は交野養護学校へ進学する。
	高	寝屋川市、四條畷市
守口養護学校	小中	守口市、門真市
	高	
東大阪養護学校※	高	大東市、東大阪市北部(近鉄奈良線以北及び客坊町を含む以北)
八尾養護学校	小中	東大阪市、八尾市、柏原市、松原市、藤井寺市 *東大阪市北部(近鉄奈良線以北及び客坊町を含む以北)在住で平成11年度以降の入学(転入学)者については、養護学校高等部への進学希望者は東大阪養護学校へ進学する。
	高	八尾市、柏原市、松原市、藤井寺市 東大阪市南部(近鉄奈良線以南及び瓢箪山町及び上四条町以南)
富田林養護学校	小中高	富田林市、河内長野市、羽曳野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村、堺市(Gの区域)
和泉養護学校	小中	(堺市)、泉大津市、和泉市、高石市、忠岡町 *堺市と協議
	高	堺市(Bの区域)、泉大津市、和泉市、高石市、忠岡町
泉北養護学校	高	堺市(C・D・E・Fの区域)
堺養護学校※	高	堺市(Aの区域)
佐野養護学校	小中	岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町
	高	
たまたがわ高等支援学校	高	大阪市を除く大阪府内

(注)堺市のA・B・C・D・E・F・G区域については、以下のとおりとする。

A(堺)区域—月州中、浅香山中、殿馬場中、三国丘中、大浜中、陵西中、旭中

B(西)区域—浜寺中、浜寺南中、津久野中、上野芝中、鳳中、福泉中

C(北)区域—金岡北中、八下中、陵南中、長尾中、金岡南中、五箇荘中、中百舌鳥中、大泉中

D(中)区域—深井中央中、東百舌鳥中、深井中、泉ヶ丘東中、八田荘中、平井中

E(東)区域—日置荘中、登美丘中、野田中、南八下中

F(南)区域—宮山台中、三原台中、若松台中、晴美台中、福泉南中、原山台中、庭代台中、赤坂台中、美木多中

G(美原)区域—美原中、美原西中、さつき野中

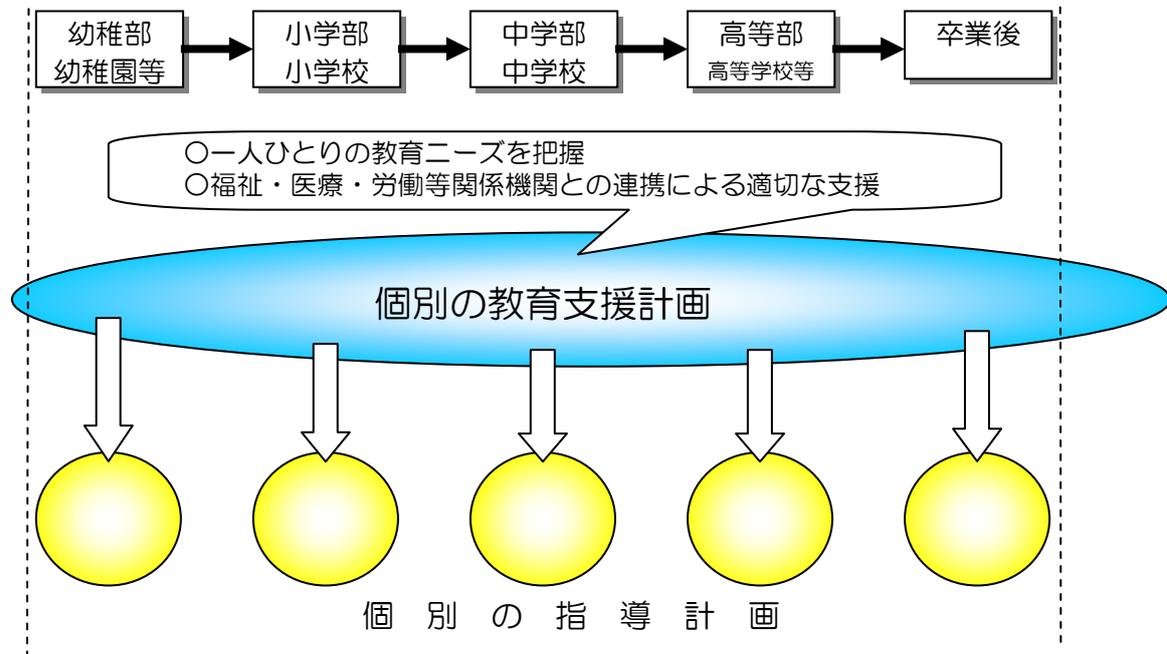
◆個別の教育支援計画と個別の指導計画との関係

○個別の教育支援計画

障害のある幼児児童生徒一人ひとりのニーズを正確に把握し、中・長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて、関係機関と連携を図りつつ、一貫して的確な支援を行うことを目的として作成する計画。

○個別の指導計画

個別の教育支援計画を踏まえ、より具体的に個別の指導目標や指導内容・方法を明確にして作成した年間又は学期ごとの各教科、自立活動などにおける指導計画。



■『個別の教育支援計画』の主要項目

- ・ 児童・生徒の実態（以下のような項目について把握）
障害の状態、健康面、基本的生活習慣、コミュニケーション、運動・動作、社会性、興味・関心、行動の特徴や認知・理解等の心理的な側面、家庭や地域での様子など
- ・ 一人ひとりのニーズ（以下のような側面について本人・保護者のねがいをふまえ作成）
医療健康面、家庭生活面、地域生活面、進路、社会生活など
- ・ 支援目標（実態に即した支援目標を概ね3年先を見据え設定）
- ・ 支援内容と支援機関（以下のような機関の具体的な支援内容の記述）
 - <医療・保健> 検診機関、保健所（保健師等）、主治医、障害専門医療機関など
 - <労働> ハローワーク、職業センター、就労・生活支援センター、企業など
 - <福祉> 保育所、子ども家庭センター、市町村障害福祉課、社会福祉協議会、早期療育機関、入所施設・通所施設など
 - <教育> 幼稚園、小・中・高等学校、盲・聾・養護学校、教育委員会等
 - <家庭> 保護者、兄弟姉妹、その他
 - <その他> 親の会、NPO、大学や研究機関、地域の活動グループなど
- ・ 評価（支援目標に対して在籍校で行った支援内容についての評価の記述）

■『個別の指導計画』の主要項目

- ・ 児童・生徒の実態（指導目標を明確にする観点から具体的・詳細に記述）
基本的生活習慣、認知・理解面、基礎的な学力、諸検査の結果など
- ・ 長期目標（個々の児童生徒の領域や教科における年間の目標）
- ・ 短期目標（個々の児童生徒の領域や教科における学期の目標）
- ・ 学習内容（児童生徒が学習する内容）
- ・ 指導方法（指導・支援の具体的な内容や手続き）
- ・ 評価（目標がどの程度達成されたか、児童生徒の学習の様子、変化、努力状況など）